

学校法人旭学園佐賀女子短期大学と佐賀市との
包括的連携・協力に関する協定書

学校法人旭学園佐賀女子短期大学と佐賀市（以下「両者」という。）は、相互の発展をめざして幅広い分野で連携・協力するために協定を締結する。

1. 両者は次の事項について連携・協力する。
 - (1) 地域振興及び産業振興
 - (2) 子育て環境・教育の向上
 - (3) 福祉・健康づくりの向上
 - (4) 学生と地域との交流による協働の推進及び人材育成
 - (5) その他相互に連携・協力が必要と認められる事項
2. この協定による連携・協力の方法等については、両者間で協議してその都度定めるものとする。
3. この協定が効果あるものとなるよう、定期的に協議の場を持って推進を図る。
4. この協定は、協定締結の日から効力を発するものとし、一方又は双方から相手方へ連携・協力の終了を申し入れない限り、その効力は継続するものとする。
5. 本協定書は、2通作成し、両者が署名の上、それぞれ1通保管するものとする。

平成30年3月22日

佐賀市本庄町大字本庄1313番地
学校法人旭学園佐賀女子短期大学長

佐賀市栄町1番1号
佐賀市長

(署名) 南里悦史

(署名) 秀島敏行